2018 (平成30) 年3月30日

ハンセン病問題に関する普及啓発の中長期計画

国立ハンセン病資料館

ハンセン病問題に関する普及啓発については、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月31日ハンセン病資料館等運営企画検討会)において、今後20年を見据えて、改善・見直しや充実・強化が必要と思われる事項について、優先順位をつけた上で必要事項を年度計画に盛り込むこととされている。

また、同提言を受けて策定された「ハンセン病問題に関する普及啓発促進に向けて (厚生労働省としての当面の取組)」において、資料館の次年度計画の策定に資するよ う、厚生労働省は、次年度の取組方針を設定し、資料館に提示することとされ、平成 29年度の取組方針において、今後3~5年間を見越した中長期計画の策定が掲げられ たところである。

こうしたことを踏まえ、国立ハンセン病資料館の有する教育啓発、展示、収集保存、調査研究、情報センター、管理・サービス、企画調整の7つの機能のうち、特に普及啓発に特化した「ハンセン病問題に関する普及啓発の中長期計画」を以下のとおり定める。

最終目標

- ・いつでも、どこでも、誰にでも、必要とあれば「自分はハンセン病回復者・元 患者だ。」と何の気兼ねもなく言うことができる社会を実現する。
- ・ハンセン病に対する差別をなくすために、すべての差別をなくす。

中長期目標

- ・ハンセン病問題を風化させない。
- ・普及啓発の効果を国民全般にまで及ぼし、広くハンセン病問題に関する理解を 拡大させる。

具体的対応策

(1)語り部機能の存続

1 記録保存

- ・これまで重要な役割を果たしてこられた語り部やその他のハンセン病回復者・ 元患者の説明をビデオ、DVD等で保存する。
- ・ハンセン病回復者・元患者の経験してきた体験、現在の思い等の聞き取り調査

を実施する。

【2017(H29)年度】語り部の一般向けDVDを作成する。

ハンセン病回復者・元患者の聞き取り調査を実施する。

【2018 (H30) 年度】記録のために録画している「ハンセン病体験講話」の動画の うち公開可能なものについて、編集を行う。継続して、ハン セン病回復者・元患者の聞き取り調査を実施する。

【2019 年度】継続して、ハンセン病回復者・元患者の聞き取り調査を実施する。 【2020 年度】継続して、ハンセン病回復者・元患者の聞き取り調査を実施する。

・各社会交流会館等と連携し、同様の取組を進める。

【2018 (H30) 年度】各社会交流会館等が行う聞き取り調査に対する支援・協力、 コンテンツの共有を行う。

【2019 年度】継続して、各社会交流会館等が行う聞き取り調査に対する支援・協力、コンテンツの共有を行う。

【2020年度】継続して、各社会交流会館等が行う聞き取り調査に対する支援・協力、コンテンツの共有を行う。

②後継者育成

・ハンセン病回復者・元患者の募集を行い、「ハンセン病体験講話」を開催する。 【2017(H29)年度】「ハンセン病体験講話」を年度内に開催する。

【2018(H30)年度】毎月2回程度、「ハンセン病体験講話」を実施する。

【2019年度】継続して、毎月2回程度、「ハンセン病体験講話」を実施する。

【2020年度】継続して、毎月2回程度、「ハンセン病体験講話」を実施する。

・類似の他の博物館施設の取組について研究を行う。また、伝承者・説明員の育成プログラムを開発・実施する。

【2018(H30)年度】類似の他の博物館施設の取組について研究を行う。(沖縄県 ひめゆり記念館等)

【2019 年度】引き続き、類似の他の博物館施設の取組について研究を行う。(沖縄ひめゆり記念館等)。また、伝承者・説明員の育成プログラムを開発する。

【2020年度】伝承者・説明員の育成プログラムを実施する。

(2)他の団体との連携強化

- ・企業、社会教育施設、NGO/NPO等に対し、普及啓発の主体となるよう働きかける。
- 普及啓発を受けた人が地元や家庭、職場等に帰ってから、周囲に学んだ事柄を メッセージとして伝えることにより、ハンセン病問題への理解が広がるよう仕組

みを作る。

①企業、自治体等との連携

- ・企業活動における人権教育の重要性を学ぶという機運を醸成することにより、 企業関係の訪問者を増加させる。
- ・国や地方公共団体、企業が行う研修のメニューに国立ハンセン病資料館や各社 会交流会館等への訪問を追加してもらう。
- ・学んだことを職場に戻って企業活動に生かしてもらうため、必要に応じて、企業の人事担当者や研修担当者向けのプログラムを開発する。
 - 【2017 (H29) 年度】企業、自治体等の研修の受け入れ先を拡大するための方策を 検討する。
 - 【2018 (H30) 年度】類似の他の博物館施設における、企業、自治体等の研修の受入事例を調査する。国、自治体の研修の受け入れ先を増やす。
 - 【2019 年度】企業が行っている研修内容について、人権関係の研修を行っているか等の調査を行う。
 - 【2020年度】企業研修を拡大するよう、企業の担当部署に積極的に働きかけを 行う。
- ・旅行会社やイベント会社等の協力を求め、国立ハンセン病資料館や各社会交流 会館等の訪問ツアーを企画するなど、各企業の業務においてハンセン病問題の普 及啓発を組み入れる。
- ・修学旅行生の誘致を増やすために、旅行会社や校長会等の合同研究会を活用する。
 - 【2017(H29)年度】修学旅行生の誘致を増やすための方策について検討する。
 - 【2018 (H30) 年度】旅行会社がツアー商品を開発する際の発想について調査を行う。旅行会社や校長会等の合同研究会の活用にあたり、修学旅行のコース・滞在可能時間・アクセス方法・テーマについて調査を行う。
 - 【2019 年度】修学旅行への組込について、学校関係の団体や学校への働きかけ を行う。
 - 【2020年度】引き続き、修学旅行への組込について、学校への働きかけを行う。
- ・ハンセン病問題の普及啓発を行っている団体と連携し、イベントの共同開催な どを行う。
- ・各療養所が主催する地域交流行事を活用し、国立ハンセン病資料館や各社会交 流会館等への来館者数を増やす。
- ・自治体等と連携し、広く一般の人に関心を持ってもらえるよう、例えば、映画 「あん」の上映会、講演会やシンポジウムなどのイベントを開催する。

【2017(H29)年度】連携先の検討、連携先との調整を行う。

- 【2018 (H30) 年度】引き続き、連携先の検討を行う。資料館や各社会交流会館等 との共催事業を検討する。
- 【2019 年度】引き続き、連携先の検討を行う。各社会交流会館等との共催事業 を実施する。
- 【2020年度】引き続き、連携先の検討を行うとともに、各社会交流会館等との 共催事業を実施する。

②社会教育施設との連携

- ・社会教育施設、社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修等の場で 啓発を実施する。
 - 【2017 (H29) 年度】関係団体とともに自治体の社会教育関連施設の活用方法について検討し、具体的な働きかけに着手する。
 - 【2018 (H30) 年度】要望のあった自治体に対し、資料パネルの貸し出しや「人権研修」等の講師派遣を実施する。「船の科学館」(東京都港区)の協力を得て、パネル展示を試行する。
 - 【2019 年度】引き続き、資料パネルの貸し出しや「人権研修」等の講師派遣を 実施する。「船の科学館」(東京都港区)の協力を得て、パネル展 示を本格的に実施する。
 - 【2020年度】引き続き、資料パネルの貸し出しや「人権研修」等の講師派遣を 実施する。「船の科学館」(東京都港区)の協力を得て、パネル展 示を実施する。

③他の人権団体等との連携

- ・人権擁護、福祉、教育等、各分野で活動している団体と連携して事業を行う。 【2017(H29)年度】連携先や連携の在り方を検討する。
 - 【2018 (H30) 年度】引き続き連携先の検討を行う。日本社会事業大学及び東京学芸大学と連携を拡大するための協定を締結する。
 - 【2019 年度】日本社会事業大学及び東京学芸大学と具体的な連携事業を実施する。引き続き、他の連携先と具体的な連携の在り方を検討する。
 - 【2020 年度】日本社会事業大学及び東京学芸大学を含む各種団体と具体的な連携事業を実施する。

④他の学術・研究分野との連携

- ・歴史や美術、文学などの分野と連携し、よりレベルの高い展示を実現する。
 - 【2018(H30)年度】連携の在り方を検討する。
 - 【2019 年度】連携先の候補を検討する。
 - 【2020年度】2021年度に連携した取組を実施できるよう、連携先と具体的な連携の在り方と検討する。

⑤国立ハンセン病資料館をハブとしたネットワークづくり・各社会交流会館等の ほか、国立ハンセン病研究センター、海外のハンセン病関係の博物館等とのネットワーク構築の検討を進める。

【2017(H29)年度】ハンセン病関係の団体の海外研修に学芸員を派遣。

【2018 (H30) 年度】学芸員を中心に、効果的な情報交換や協力が行えるネットワークを構築する。その他関係団体とのネットワークの在り方について検討する。

【2019 年度】連携先の検討を行うとともに、関係者間での連絡会議を実施する。 【2020 年度】引き続き、連携先の検討を行うとともに、関係者間での連絡会議 を実施する。

(3) オリパラ広報と連携した普及啓発

- ①東京オリンピック・パラリンピック広報との連携
 - ・東京オリンピック・パラリンピック広報の中に、訪日外国人が国立ハンセン病 資料館や各地の療養所、社会交流会館等を訪問するきっかけとなるよう取り組む。 【2017(H29)年度】訪日外国人に資料館を訪問してもらえるよう、地元自治体と の協議を始める。
 - 【2018 (H30) 年度】協力要請先を含め、具体的な方策を検討する。インターネットでの PR 映像等の情報発信について検討を行う。
 - 【2019 年度】対象団体等に対して協力要請を行う。各社会交流会館等が行う取組の検討について協力を行う。インターネットでの PR 映像等の情報発信を行う。
 - 【2020 年度】東京オリンピック・パラリンピック開催時の訪日外国人向けの企 画を実施する。
- ②訪日外国人・障害者の受け皿整備
 - ・国立ハンセン病資料館への訪問や療養所、社会交流会館等の見学ツアーを実施 する。

【2018 (H30) 年度】企画を検討し、実施の準備を行う。

【2019年度】引き続き、企画を検討し、実施の準備を行う。

【2020年度】東京オリンピック・パラリンピック開催時に、企画を実施する。

・案内板や解説、パンフレット等の外国語訳や点訳等について、外部の協力を得ながら翻訳を進める。

【2017(H29)年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要な対応 (翻訳する言語の種類、翻訳する案内板や解説等)を検討す る。 【2018 (H30) 年度】具体的な対応方法について検討する。協力者の得られた言語 等について翻訳を行う。

【2019年度】引き続き、協力者の得られた言語等について翻訳を行う。

【2020 年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要な外国語訳・ 点訳等を終える。

・外国語及び障害者対応のボランティアガイドを活用する。

【2017(H29)年度】ボランティアガイドの在り方を検討する。

【2018(H30)年度】引き続き、ボランティアガイドの在り方を検討する。

【2019 年度】ボランティアガイドの募集を行い、実際の運用を試行して問題点 等を把握する。

【2020年度】問題点等に対応しつつ、本格的な稼動を行う。

・音声ガイドの多言語化。

【2017(H29)年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要な対応 (翻訳する言語の種類等)を検討する。

※既に、英語、中国語、韓国語に関しては存在する。

【2018 (H30) 年度】具体的な対応方法について検討する。協力者の得られた言語 等について翻訳を行う。

【2019年度】引き続き、協力者の得られた言語等について翻訳を行う。

【2020 年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要な音声ガイド の多言語化を終える。

③ホームページの多言語化

・国立ハンセン病資料館や各社会交流会館等のホームページの多言語化を進める。 【2017(H29)年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要な対応 (翻訳する言語の種類等)を検討する。

【2018 (H30) 年度】 具体的な対応方法について検討する。協力者の得られた言語等について翻訳を行う。

【2019年度】引き続き、協力者の得られた言語等について翻訳を行う。

【2020年度】東京オリンピック・パラリンピック開催までに必要なホームページの多言語化を終える。

(4)回復者及び一般国民の意識調査

- ①名誉回復に関する効果測定
 - ・ハンセン病回復者・元患者等を対象にアンケート調査や感想を伺う懇談会を行う。

【2017 (H29) 年度】ハンセン病回復者・元患者等との懇談会の企画検討を行う。

【2018 (H30) 年度】ハンセン病回復者・元患者等との懇談会の開催やアンケート 調査の実施により、名誉回復に対する意識を把握する。

【2019 年度】同様のアンケート調査を企業の人権研修担当者等を対象に実施する。

【2020年度】両者の意識を比較分析し、その結果をとりまとめる。

②名誉回復に関する効果測定

・一般国民を対象にアンケート調査等を行う。

【2017(H29)年度】インターネット調査の実施について検討する。

【2018 (H30) 年度】インターネット調査を実施する。資料館来館者等を対象とした懇談会、グループインタビュー等の実施について検討する。

【2019 年度】資料館来館者等を対象とした懇談会、グループインタビュー等を 実施する。

(5) 対象者の認知度等に応じた普及啓発

- ①ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み
 - ・広く一般の人に関心を持たせるような周知広報を実施し、ハンセン病問題や国立ハンセン病資料館等に関する情報を併せて提供する。

【2017(H29)年度】周知広報を行う予定の団体と打ち合わせを行う。

【2018 (H30) 年度】ハンセン病問題を知ってもらうことを目標とした広報の在り 方を検討する。

【2019 年度】 ハンセン病問題を知ってもらうことを目標とした広報を試行する。

【2020年度】 ハンセン病問題を知ってもらうことを目標とした広報を本格的に実施する。

- ②ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応
 - ・インターネットなど、手軽な情報収集ツールの充実を図る。国立ハンセン病資料館のホームページについて、ポータルサイト化やバーチャル資料館化、語り 部動画の導入などを行い、アクセス件数を増加させる。
 - ・リピーターに飽きられないよう、ハンセン病回復者・元患者等の書き残した図書や音声記録などを効果的に活用する。
 - ・ハンセン病に関心を持った方同士が、お互いに意見を述べ合い、考えるため、 気軽に参加できるイベントやシンポジウムの講師などの受け皿を設ける。

【2017 (H29) 年度】バーチャルリアリティーを活用した資料館についての自主的 勉強会を開催する。

【2018 (H30) 年度】 講演やシンポジウム等のほか、利用者参加型イベントの実施

を検討する。

【2019 年度】講演やシンポジウム等のほか、利用者参加型イベントを試行する。 【2020 年度】講演やシンポジウム等のほか、利用者参加型イベントを本格的に 実施する。

- ③ハンセン病問題の解決に向けて何らかの主体的活動を行いたい層への支援
 - ・主体的な役割を担う機会の提供を検討する。

【2018(H30)年度】担い得る役割について在り方を検討する。

【2019年度】療養所、入所者自治会、退所者の会等と検討を行う。

【2020 年度】2019 年度までの議論を踏まえて、主体的活動を行いたい層が行う 活動に対し支援を行う。